



2025 年 11 月 5 日

各 位

会社名 株式会社 フコク
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 大城 郁男
コード番号 5 1 8 5 東証プライム
問合せ先 取締役執行役員 CFO 松岡 善右
TEL 0 4 8 - 6 1 5 - 4 4 0 0

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第459条第1項の規定による当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、将来の事業展開と事業の成長を考慮した内部留保等を勘案しながら、安定した配当を維持しつつも業績に応じて株主の皆さまに対する利益還元を行っていくこととし、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針として、「毎年3月31日（期末配当）及び毎年9月30日（中間配当）を基準日とし、会社法第459条第1項の定めにより、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる。」旨を定款に定めており、機動的な利益還元を実施するため、期末配当及び中間配当のいずれにつきましても取締役会決議により決定することとしております。また配当額につきましては、連結配当性向30%を目安に決定することとし、急激な経営環境の変化により著しく業績が低迷するような場合を除き、1株当たり年間20円（中間、期末1株当たりの配当は各10円）を配当の下限水準としております。

上記の方針に基づき、2025年3月期におきましては、中間配当金として1株当たり37.50円、期末配当金として1株当たり37.50円、年間配当金として1株当たり75.00円（連結配当性向：41.2%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、連結配当性向の計算において同じとします。））の配当を実施いたしました。また、2026年3月期におきましては、中間配当金として1株当たり42.50円の配当を、期末配当金として1株当たり42.50円の配当を実施する予定であり、これにより年間の配当金額は合計で1株当たり85.00円（連結配当性向（予想）：39.1%）となる予定です。

また、当社は、会社法第459条第1項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、市場取引等による自己株式の取得の決定を取締役会の権限事項とすることにより、財務政策等の経営諸施策の機動的な遂行を可能とすることを目的とするものであります。過去10年間ににおける自己株式の取得実績は以下のとおりです。

- ① 2017年2月28日開催の当社取締役会決議に基づく、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による当社普通株式の取得（取得した株式数：124,700株（取得当時の所有割合（注1）：0.75%、取得日：2017年3月1日、取得総額：118,465,000円））
- ② 2021年10月29日開催の当社取締役会決議に基づく、東京証券取引所における自己株式立

会外買付取引（ToSTNeT-3）による当社普通株式の取得（取得した株式数：500,000株（取得当時の所有割合（注2）：3.01%、取得日：2021年11月1日、取得総額：494,500,000円））

（注1）2016年9月30日現在の発行済株式総数（17,609,130株）から同日現在の当社が所有する自己株式（921,297株）を控除した株式数（16,687,833株）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、取得当時の所有割合の計算において同じとします。）をいいます。

（注2）2021年9月30日現在の発行済株式総数（17,609,130株）から同日現在の当社が所有する自己株式（1,013,432株）を控除した株式数（16,595,698株）に対する割合をいいます。

かかる資本政策の基本的な方針を背景に、当社は、2025年7月中旬、株主への更なる株主還元、機動的な資本政策の遂行及び資本効率の向上を目的として、自己株式の取得について検討を開始いたしました。当社普通株式を自己株式として取得することは、資本コストを意識した経営の観点より自己資本当期純利益率（ROE）等の資本効率の向上に寄与し、株主に対する還元につながることで、また、大株主である創業家の資産管理会社が所有する当社普通株式を取得するのであれば、流動性を損ねることなく比較的短期間に相当規模の自己株式を取得できると判断し、当社普通株式を1,173,700株（所有割合（注3）：7.28%）所有する第2位株主であるKAWAMOTO CMK株式会社（以下「KAWAMOTO CMK」といいます。）、当社普通株式を1,104,600株（所有割合：6.85%）所有する第3位株主であるJ河本株式会社（以下「J河本」といいます。）、当社普通株式を626,000株（所有割合：3.88%）所有する第7位株主である株式会社MWホールディングス（以下「MWホールディングス」といい、KAWAMOTO CMK、J河本及びMWホールディングスを総称して「応募予定株主」といいます。）に打診する方針としました。そこで、当社は、応募予定株主より当社普通株式を取得することを前提に、自己株式の具体的な取得方法について十分に検討を重ねた結果、（i）株主間の平等性、（ii）取引の透明性、（iii）市場価格から一定のディスカウントを行った価格での当社普通株式の買付けが可能であることにより、当該価格で買付けを行った場合には、当社資産の社外流出の抑制につながることで、及び（iv）応募予定株主以外の株主にも一定の検討期間を提供したうえで市場価格の動向を踏まえて応募する機会を確保すること等を考慮し、公開買付けの方法が最も適切であると判断いたしました。

また、当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）の決定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案したうえで、買付けの基準となる価格の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

このような考えに基づき、当社は、2025年8月上旬から9月上旬にかけて、応募予定株主に対して、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の市場価格より一定のディスカウントを行った価格で公開買付けを実施した場合の応募可否について打診したところ、各応募予定株主より、同年8月上旬から9月上旬に応募を前向きに検討する旨の初期的な回答が得られました。

（注3）「所有割合」とは、当社が2025年11月5日に公表した「2026年3月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社第2四半期（中間期）決算短信」と

います。)に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数(17,609,130株)から同日現在の当社が所有する自己株式数(1,482,162株)を控除した株式数(16,126,968株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。)をいいます。

そして、当社は、2025年9月上旬に、市場価格に対するディスカウント率については、2022年1月1日以降に決議され、2025年7月31日までに公開買付けが終了したディスカウント率を採用している自己株式の公開買付けの事例81件(以下「本事例」といいます。)において、10%程度(9%~10%)のディスカウント率を採用している事例が64件と最多であり、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。

また、ディスカウントの基礎となる市場株価について、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると考えられる一方で、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のような長期間の平均株価を採用すると、直近の当社の企業価値及び市場の評価を反映しなくなる可能性が高まると考えました。そして、本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でもディスカウントした水準である必要があるとの考えのもと、当社は、2025年9月中旬に、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日(2025年11月5日)の前営業日である2025年11月4日の当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうちいずれか低い価格を基準とすることが妥当であると判断いたしました。

その後、当社は、2025年9月中旬から9月下旬にかけて、応募予定株主に対し、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日である2025年11月5日の前営業日である2025年11月4日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値のうちいずれか低い価格に対して10%のディスカウントを行った価格を本公開買付価格とする旨を提案(以下「本提案」といいます。)いたしました。これに対し、各応募予定株主それぞれの資金ニーズも踏まえ、①2025年9月19日にJ河本より、J河本が所有する当社普通株式(所有株式数:1,104,600株、所有割合:6.85%)全株を、②2025年9月24日にMWホールディングスより、MWホールディングスが所有する当社普通株式(所有株式数:626,000株、所有割合:3.88%)のうち200,000株(所有割合:1.24%)を、③2025年10月6日にKAWAMOTO CMKより、KAWAMOTO CMKが所有する当社普通株式(所有株式数:1,173,700株、所有割合:7.28%)のうち500,000株(所有割合:3.10%)(合計:1,804,600株、所有割合:11.19%)を、本提案を前提として公開買付けを実施するのであれば、本公開買付けに応募する旨の回答を得られました。

そして、2025年10月29日、当社はKAWAMOTO CMKより、今後の資金ニーズも踏まえ、本公開買付けに応募する株式数を500,000株(所有割合:3.10%)から600,000株(所有割合:3.72%)に増加させることの可否の打診を受け、同日、当社は、KAWAMOTO CMKに対して、本公開買付けに応募する株式数を600,000株(所有割合:3.72%)(応募予定株主が応募する株式数の合計:1,904,600株、所有割合:11.81%。以下「応募予定株式」といいます。)で応諾する旨を回答いたしました。

なお、本公開買付けは、応募予定株主以外の株主にも応募の機会を提供するという観点から、本事例を参考にし、応募が予定されている株式数に対して 10%を上乗せした株式数を買付予定数としている事例が 33 件と最多であることから、応募予定株数 1,904,600 株（所有割合：11.81%）を 10%上回る 2,095,060 株（所有割合：12.99%）を買付予定数の上限としております。本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数を上回った場合には、金融商品取引法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する同第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（以下「府令」といいます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式による買付け等となり、応募予定株式の一部は買い付けられないこととなりますが、本公開買付けに応募したものの当社が取得することができなかった応募予定株式及び本公開買付けに応募しない株式に関する保有方針について、J 河本からは今後の状況により検討・判断をする方針である旨、MWホールディングス及びKAWAMOTO CMKからは引き続き保有する方針である旨の回答を得ております。

また、本公開買付けに要する資金については、その全額を自己資金により充当する予定ですが、当社が 2025 年 6 月 23 日付で提出した第 72 期有価証券報告書（以下「当社有価証券報告書」といいます。）に記載された 2025 年 3 月 31 日現在における当社の連結ベースの手元流動性（現金及び預金）は 12,422 百万円（手元流動性比率 1.7 ヶ月（注 4））であり、本公開買付けの実施に 3,512 百万円の金額を要することを考慮しても、当社の手元流動資産は 8,910 百万円程度（手元流動性比率 1.2 ヶ月）になると見込まれ、更に今後の当社の事業から生み出されるキャッシュフローは、2025 年 3 月期における営業活動による連結キャッシュフロー 6,631 百万円に照らしても一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。

（注 4）当社有価証券報告書に記載された 2025 年 3 月 31 日時点における当社の連結ベースの手元流動性を、当社の 1 ヶ月当たりの連結売上高（2025 年 3 月期の連結売上高を 12 で除した数値）で除した値（小数点以下第二位を四捨五入）をいいます。

以上の検討及び判断を経て、当社は、2025 年 11 月 5 日開催の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項の規定による当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、及び本公開買付価格を本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日（2025 年 11 月 4 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値 1,845 円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して 10%のディスカウントを行った価格である 1,661 円（小数点以下を四捨五入。以下、本公開買付価格の計算において同じとします。）とすることを決議いたしました。

また、当社は、2025 年 11 月 5 日に、本公開買付けの実施の決定と併せて、各応募予定株主との間で、当社が本公開買付けを実施した場合には、① J 河本が所有する当社普通株式（所有株式数：1,104,600 株、所有割合：6.85%）全株を、② MWホールディングスが所有する当社普通株式（所有株式数：626,000 株、所有割合：3.88%）のうち 200,000 株（所有割合：1.24%）を、③ KAWAMOTO CMKが所有する当社普通株式（所有株式数：1,173,700 株、所有割合：7.28%）のうち 600,000 株（所有割合：3.72%）（合計：1,904,600 株、所有割合：11.81%）を本公開買付けに応募する旨の応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております。

なお、本公開買付けにより取得した自己株式につきましては、現時点では、現在当社が所有している自己株式と合わせて一定の株数を 2026 年 3 月末までに消却することを予定しておりますが、一方で、譲渡制限付株式報酬として自己株式を処分することも検討しており、当該処分の実施の有無及び仮に実施した場合の具体的な株数も未定であるため、具体的に決定した場合には、速やかに公表いたします。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

株券等の種類	総 数	取得価額の総額
普通株式	2, 095, 160 株	3, 480, 060, 760 円

(注 1) 取得する株式の総数の 2025 年 11 月 5 日現在の発行済株式総数 (17, 609, 130 株) に占める割合は、11. 90%です (小数点以下第三位を四捨五入)。

(注 2) 取得する株式の総数は、2025 年 11 月 5 日開催の取締役会において決議された取得する株式の総数の上限株数です。

(注 3) 買付予定数を超えた応募があり、あん分比例により単元調整した結果、買付予定数を上回る可能性があるため、2025 年 11 月 5 日開催の取締役会決議における総数は買付予定数に 1 単元 (100 株) を加算しております。

(注 4) 取得価額の総額は、2025 年 11 月 5 日開催の取締役会において決議された株式の取得価額の総額の上限金額です。

(注 5) 取得することができる期間は、2025 年 11 月 6 日から 2025 年 12 月 31 日までです。

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

① 取締役会決議日	2025 年 11 月 5 日 (水曜日)
② 公開買付開始公告日	2025 年 11 月 6 日 (木曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)
③ 公開買付届出書提出日	2025 年 11 月 6 日 (木曜日)
④ 買付け等の期間	2025 年 11 月 6 日 (木曜日) から 2025 年 12 月 4 日 (木曜日) まで (20 営業日)

(2) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、1, 661 円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付け価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されてい

ること、上場会社の行う自己株式の取得が市場の需給関係に基づいて形成される株価水準に即した機動的な買付けができることから金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案したうえ、買付けの基準となる価格の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎とすべきであると考え、そのうえで、本公開買付けに応募せず当社普通株式を引き続き所有する株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を可能な限り抑えるべく、当社普通株式の市場価格に一定のディスカウントを行った価格で買い付けることが望ましいと判断いたしました。

そして、当社は、2025年9月上旬に、市場価格に対するディスカウント率については、本事例81件において、10%程度（9%～10%）のディスカウント率を採用している事例が64件と最多であり、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断いたしました。

また、ディスカウントの基礎となる市場株価について、特定の一時点を基準とするよりも、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると考えられる一方で、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のような長期間の平均株価を採用すると、直近の当社の企業価値及び市場の評価を反映しなくなる可能性が高まると考えました。そして、公開買付期間に市場価格が変動し、本公開買付価格を下回ってしまう状態が生じる可能性を低減すべく、本公開買付価格は直近の市場株価対比でもディスカウントした水準である必要があるとの考えのもと、当社は、2025年9月中旬に、本公開買付けの実施に係る当社取締役会決議日（2025年11月5日）の前営業日である2025年11月4日の当社普通株式の終値又は同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値のうちいずれか低い価格を基準とすることが妥当であると判断いたしました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、2025年11月5日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、及び本公開買付価格を本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日（2025年11月4日）までの過去1ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値1,845円に対して10%のディスカウントを行った価格である1,661円とすることを決議いたしました。

なお、本公開買付価格である1,661円は、本公開買付けの実施に係る取締役会決議日（2025年11月5日）の前営業日である2025年11月4日の当社普通株式の終値1,868円から11.08%、同日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,845円から10.00%をそれぞれディスカウントした金額となります。

② 算定の経緯

上記「算定の基礎」記載の検討を踏まえ、当社は、2025年9月中旬から9月下旬にかけて、応募予定株主に対し、本提案を行いました。これに対し、各応募予定株主それぞれの資金ニーズも踏まえ、①2025年9月19日にJ河本より、J河本が所有する当社普通株式（所有株式数：1,104,600株、所有割合：6.85%）全株を、②2025年9月24日にMWホールディングスより、MWホールディングスが所有する当社普通株式（所有株式数：626,000株、所有割合：3.88%）のうち200,000株（所有割合：1.24%）を、③2025年10月6日にKAWAMOTO CMKより、KAWAMOTO CMKが所有する当社普通株式（所有株式数：1,173,700株、所有割合：7.28%）のうち500,000株（所有割合：3.10%）（合計：1,804,600株、所有割合：11.19%）を、本提案を前提として公開買付けを実施するのであれば、本公開買付けに応募する旨の回答

を得られました。

そして、2025 年 10 月 29 日、当社は KAWAMOTO CMK より、資金ニーズも踏まえ、本公開買付けに応募する株式数を 500,000 株（所有割合：3.10%）から 600,000 株（所有割合：3.72 %）に増加させることの可否の打診を受け、同日、当社は、KAWAMOTO CMK に対して、本公開買付けに応募する株式数を 600,000 株（所有割合：3.72 %）（応募予定株主が応募する株式数の合計：1,904,600 株、所有割合：11.81%）で応諾する旨を回答いたしました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、2025 年 11 月 5 日開催の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項の規定による当社定款の規定に基づき自己株式の取得を行うこと、その具体的な取得方法として本公開買付けを実施すること、及び本公開買付価格を本公開買付けの実施に係る取締役会決議日の前営業日（2025 年 11 月 4 日）までの過去 1 ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値の単純平均値 1,845 円に対して 10%のディスカウントを行った価格である 1,661 円とすることを決議いたしました。

（４）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数	計
普通株式	2,095,060 株	一株	2,095,060 株

（注 1）応募株券等の総数が買付予定数（2,095,060 株）を超えない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数（2,095,060 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する同第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注 2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（５）買付け等に要する資金

金 3,511,894,660 円

（注）買付予定数（2,095,060 株）を全て買い付けた場合の買付代金に、買付手数料及びその他費用（本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費用等の諸費用）の見積額を合計したものです。

（６）決済の方法

- ① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
（公開買付代理人）

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

- ② 決済の開始日

2025 年 12 月 26 日

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合はその日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。））の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金において行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（注）本公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係について

※ 税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

i 日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、住民税 5%）の額が源泉徴収されます。

（国内に恒久的施設を有する非居住者については、住民税 5%は特別徴収されません。）
但し、租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号。その後の改正を含みます。）第 4 条の 6 の 2 第 38 項に規定する大口株主等（以下「大口株主等」といいます。）に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。また、支払いを受ける配当とみなされる金額で、その支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が 100 分の 3 以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、配当所得として総合課税の対象となります。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は原則として申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）第 37 条の 14（非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税）に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が S M B C 日興証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が S M B C 日興証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

ii 国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。但し、大口株主等に該当する場合には、20.42%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

iii 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として 15.315%（所得税及び復興特別所得税のみ）の額が源泉徴収されます。

なお、その配当等の支払いに係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の 3 分の 1 超を直接に保有する応募株主等（但し、国内に本店又は主たる事務所を有する法人（内国法人）に限り。）が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われなないこととなります。

なお、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して公開買付期間の末日までに租税条約に関する届出書をご提出ください。

（7）その他

- ① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から、本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

- ② 当社は、応募予定株主との間で、2025 年 11 月 5 日付で、本応募契約を締結いたしました。
- ③ 当社は、2025 年 11 月 5 日付で当社第 2 四半期（中間期）決算短信を公表しております。当該公表に基づく概要は以下のとおりです。なお、当該公表の内容については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査証明を受けておりません。詳細につき

ましては、当該公表の内容をご参照ください。

2026年3月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）の概要

（自 2025年4月1日～至 2025年9月30日）

（ア）損益の状況（連結）

会計期間	2026年3月期 (中間連結会計期間)
親会社株主に帰属する中間純利益	948百万円

（イ）1株当たりの状況（連結）

会計期間	2026年3月期 (中間連結会計期間)
1株当たり中間純利益	58.82円
1株当たり配当額	42.50円

④ 当社は、2025年11月5日付で「剰余金の配当（中間配当）に関するお知らせ」を公表しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

⑤ 当社は、2025年11月5日付で「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」を公表しております。詳細については、当該公表の内容をご参照ください。

（ご参考）2025年9月30日現在の当社自己株式の保有状況

発行済み株式総数（自己株式を除く） 17,609,130株

自己株式数 1,482,162株

以 上